

議案第 4 3 号

日出町税特別措置条例の一部改正について

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

日出町税特別措置条例（昭和 5 2 年日出町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「同条」を「総合保養地域整備法第 7 条第 1 項」に、「同法第 4 条第 2 項第 3 号」を「総合保養地域整備法第 4 条第 2 項第 3 号」に改め、同条第 4 号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」を「地域経済^{けん}牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 2 8 条の 9 第 1 3 項」を「第 2 8 条の 9 第 1 0 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 1 0 条第 7 項第 6 号」を「第 1 0 条第 8 項第 6 号」に、「第 4 2 条の 4 第 8 項第 7 号」を「第 4 2 条の 4 第 1 9 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定（「第

４２条の４第８項第７号」を「第４２条の４第１９項第７号」に改める部分に限る。）は、令和４年４月１日から施行する。

理 由

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。